

令和2年4月21日

保護者様

板橋区子ども家庭部 保育サービス課長 入園相談係

登園自粛に伴う保育料の減額・免除の手続きについて（4月分詳細）

平素から、板橋区の保育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、認可保育施設の登園を自粛した際の4月分保育料の減額・免除の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 保育料の減額・免除実施概要

対象者	板橋区民で、0～2歳児クラスの児童の中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園自粛にご協力いただいた方 板橋区外にお住まいの方の保育料の取扱いは、居住自治体にお問い合わせください。
-----	---

2 保育料の計算方法（4月21日一部変更）

登園自粛していただいた場合、登園日数分の保育料となります。

減額後の保育料＝月額保育料×登園日数÷25日

- ・1日も登園がなかった場合は0円となります。
- ・保護者同伴の行事（入園式等）のみの参加は、登園日にカウントしません。
- ・1円未満切捨て。園と取り決めている登園日数に関わらず、一律上記の計算式を適用いたします。
- ・保育時間が短い場合でも、登園した場合は1日登園した扱いとなります。

3 保育料の減額の手続き

（1）同一月中に1日も登園しなかった場合（免除）

保護者様からの手続きは必要ありません。保育サービス課が各保育施設より確認を行います。

（2）同一月中に1日以上登園した場合（減額）

登園自粛をした日が同一月中にある場合のみ、「登園状況確認書」をご提出ください。

提出物	「登園状況確認書」※施設からの印があるもの 書式は、保育サービス課窓口・各保育施設・ホームページより取得可能です。 《ホームページ掲載場所》 トップページ⇒子育て・教育・生涯学習⇒子どもを預ける⇒認可保育施設⇒新型コロナウイルスに関する保育所の対応について
提出期限	<u>4月分保育料：令和2年5月13日（水）</u> ※期限を過ぎての提出でも返金可能ですが、処理までお時間をいただきます。
提出先	各保育施設へご提出ください。 卒園・転園等により、園からの印を受けることが困難な場合は、保育サービス課入園相談係まで直接ご提出ください（郵送可）。 板橋区外の保育園に通園している方は、施設からの印を受け、保育サービス課に直接提出してください（郵送可）。

4 減額した保育料の通知（4月21日一部変更）

減額後の保育料の決定通知は、「登園状況確認書」をご提出の方のうち、保育料が減額・免除になる方にのみ通知いたします。減額後の保育料の通知時期・返還方法は以下の通りです。

4月分保育料	【通知時期】	6月中旬～6月下旬
	【返還方法】	6月以降の保育料に充当

【お問い合わせ先】板橋区役所 保育サービス課入園相談係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 Tel.3579-2452